## (事例43) 52歳男性、操作盤作業、眼精疲労のため夕方以降現場作業禁止

類型	症候	疾患
2	3. 夜間視力低下	18. 眼精疲労

きっかけ □ 健康診断の有所見	■ その他の機会		
1. 対象者のプロフィール			
1)年齡、既往歷			
5 2 歳、男性			
2)業種、作業内容			
操作盤作業(配線チェックなど)			
	別) 喜血圧 HbA1。 喜値 - 腰癌など		
は精疲労 に高い内容となったがれ、使い世共市 に に対象 にあい内容となったがれ、使い世共市 に	が、同語が上、HBMTで同語、形が用がこ		
114112270			
	ト 産業林正 配器転換 必目道まれば		
3. 税業制限・配慮の内容・例)局別作業禁止、山巌宗』 夕方以降の現場作業禁止	1、2次未示止、配直物換、石具等八なと		
4. 事例の詳細(背景、経緯、特に考慮した事情など)			
診断などはっきりせず、性格的な問題もあったが、本人が、暗所、夜間帯での一人作業によるミ			
スの不安を強く訴える。重大事故につながる作業であり、	会社と協議の結果、夕方以降の作業を免じた		
5. 就業制限・配慮の主な目的(複数回答可)			
②企業リスクが予見されたため (交通事故、公衆災害の発生など)			
6. 就業制限を実施するにあたって注意した事、阻害要因、問題点などあれば教えて下さい			